

市民相談(7月分)

(予約は電話で)

秘密厳守・無料  
同一内容の相談は原則1回  
場 市役所1階北エリア  
市民相談室101・102  
問 広報広聴課  
TEL 06-6992-1353, 1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

弁護士 (1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

予 前日水曜日の13:00から

注 前日が休日の時は当日9:00から

司法書士※予

(1人25分・先着14人)

第2・3・4火曜日13:00~16:00

登記相談・・・相続・売買・贈与などの

登記、供託・測量・境界・分筆など

【司法書士・土地家屋調査士※予】

(1人30分・先着各4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

税理士※予(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

行政書士※予(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

※予 前週の実施日13:00から電話受付。受付日が休日の時は翌開庁日の13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

行政相談委員予 前日までに

第4火曜日10:00~12:00

例月出納検査の結果

3月分例月出納検査は、4月23日に高瀬久美子、久保篤彦、上田敦の各監査委員によって行われ、正確であることが認められました。

問 監査委員事務局 TEL 06-6992-1795

収支一覧表		3月末現在
会計別	区分	金額(円)
一般会計	収入額	58,862,984,666
	支出額	56,977,309,865
	収支差引額	1,885,674,801
特別会計 国民健康保険 事業	収入額	19,025,622,478
	支出額	20,004,840,974
	収支差引額	△ 979,218,496
	一時借入金 差引残額	1,040,000,000 60,781,504
特別会計 後期高齢者医療事業	収入額	1,853,214,657
	支出額	1,631,678,083
	収支差引額	221,536,574
特別会計 公共用地先行 取得事業	収入額	0
	支出額	0
	収支差引額	0

**青少年の非行・被害防止 全国強調月間**

重点目標

- ▽地域環境の浄化活動の推進
- ▽暴走族追放・少年非行防止活動の推進
- ▽青少年相談をはじめとする情報提供活動の推進
- 7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間です。

小学校区ごとに、地域の各種団体を中心に、実情に応じた多様な啓発活動を展開しますので、皆さんのご理解・ご協力と参画をお願いします。

▽各校区で行われているパレードなどを通して、非行防止や社会環境の改善などを訴えます。

▽青少年にとって好ましくない環境(有害図書・アダルトビデオなどの販

進路選択支援相談員による相談

内 進路や奨学金のことなど

時 7月6日・13日・20日(金)

14:00~18:00

場 大日サービスコーナー

(イオンモール大日内)

問 学校教育課

TEL 06-6995-3151

問 コミュニティ推進課  
TEL 06-6992-1520

売、不良広告などを調査し、その改善・撤去に取り組み、校区内の店舗などに「少年を守る店」の指定、協力を呼びかけます。

▽シンナーなどの製造・販売店へ、青少年への販売自粛および保管・管理の協力を要請します。

▽暴走族追放、少年非行防止の啓発活動を実施します。

消費生活相談統計(平成29年度)

60歳以上の相談が全体の約4割  
平成29年度の消費生活センターに寄せられた相談件数は、1002件、前年度と比べると約12.2%の減少でした。(表1)

苦情に関するものが約9割を占め、最も多かった相談は、「契約・解約」に係るもの、次いで、説明不足や強引な勧誘など、「販売方法」に関する相談となつています。(表2)

商品・サービス別相談件数(表3)では、運輸・通信サービスに関する相談が最も多く、主に有料動画番組サイトに係る不当請求や架空請求に関する内容が多くなつています。次いで教養・娯楽品に関する相談で、新聞や携帯電話、パソコンや関連機器などの契約に係るものが主なものです。

年齢別・販売形態別相談件数(表4)では、訪問販売や通信販売などの「特殊販売(無店舗販売)」が551件で約半分を占めています。これらのうち訪問販売や電話勧誘販売に関する相談は、60歳以上の高齢層に多いことが特徴です。また、マルチ・マルチまがい販売による相談は、20歳代の若年層が全年代の半分を占めています。

訪問販売の相談では、「2年先から始まる1年間の新聞購読の契約をしてしまった。解約したい」などの相談があ

表3 商品・サービス別相談件数

項目	件数	主な事例など
商品	教養娯楽品	81 電話機、新聞、パソコン
	食料品	71 健康食品、食料品一般
	被服品	38 婦人服、バッグ、靴
	住居品	28 浄水器、消火器、ベッド
	土地・建物・設備	17 住宅、太陽光発電
	保健衛生品	29 化粧品、健康医療器具
	車両・乗り物	21 自動車、自転車
	光熱水品	21 ガス、水道、電気
	他の商品	75 商品一般
	小計	381
サービス	運輸・通信サービス	237 アダルト情報サイト、携帯電話
	金融・保険サービス	77 保険、社債、クレジットカード
	保健・福祉サービス	56 医療、エステ
	レンタル・リース・貸借	63 賃貸マンション、アパート
	教養・娯楽サービス	36 海外宝くじ、各種教室、家庭教師
	工事・建築・加工	21 住宅リフォーム、住設工事
	修理・補修	18 住宅設備の修理
	管理・保管	0 コインパーキング、別荘地の管理
	クリーニング	5 衣服のクリーニング
	その他	19 他の行政サービス、
小計	532	
他の相談	89	内職、副業、マルチ、他
合計	1002	

電話勧誘販売の相談では、「大手通信事業者を装った業者に、電話料金などが今より安くなる」との勧誘を受けて契約をしたが、実際には、高くなった」などが多く見受けられました。

通信販売の相談では、スマートフォンなどにショートメールが届き、身に覚えのない料金を請求される架空請求に対する相談が相変わらず多く寄せられていました。インターネット通販では、「代金を支払ったのに商品が届かない、相手と連絡がつかなくなった」というトラブルや、「1回だけのお試しのつもりが定期購入になってしまった」という健康食品や化粧品などのトラブルなど、契約・解約に関する相談が多くありました。

また、インターネットオークションやフリマアプリに関する相談が年々増

加傾向にあります。

問 消費生活センター  
TEL 06-6992-1337  
相談専用電話  
TEL 06-6998-3600  
時 午前9時30分~午後4時30分(平日のみ)  
消費者ホットライン(土・日、祝日相談)  
TEL 局番なしの188  
時 午前10時~午後4時

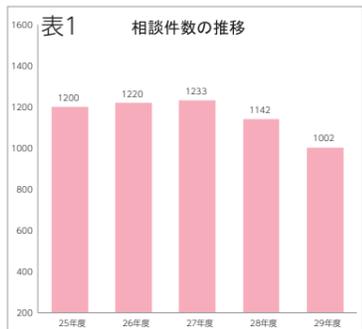


表2 内容別相談件数(複数回答)年間相談件数 1,002件

区分	件数
契約・解約	605
販売方法	567
接客対応	131
品質・機能・役務品質	102
表示・広告	42
価格・料金	59
法規・基準	16
安全・衛生	43
買物相談	6
計量・量目	1
生活知識	13
包装・容器	0
施設・設備	0
その他	15

表4 年齢別・販売形態別相談件数

区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	その他	合計	
店舗販売	3	38	56	78	60	58	110	88	491	
特殊販売(無店舗販売)	9	37	42	78	92	76	145	32	511	
内訳	通信販売	7	22	31	55	64	38	50	13	280
	訪問販売	2	9	6	13	15	20	55	15	135
	電話勧誘販売	0	0	3	6	9	13	26	3	60
	訪問購入	0	0	0	2	1	4	7	1	15
	ネガティブオプション(送りつけ商法)	0	0	1	0	1	0	3	0	5
	マルチ・マルチまがい販売	0	6	1	1	0	1	3	0	12
その他無店舗販売	0	0	0	1	2	0	1	0	4	
年齢別件数 合計	12	75	98	156	152	134	255	120	1,002	